興 特 別 所 得 税 に 関 す る 省 令 の 部 を 改 正 す る 省 令 新 旧 対

改 正後

復

(支払調書等の記載事項の特例)

第七条 第十三 ぞれ記載するものとする。 還付若しくは猶予をした復興特別所得税及び所得税の額の合計額を、それ 源泉徴収票、 は第九項若しくは第五条第七項若しくは第九項に規定する調 条の六の一 四項若しくは第三十七条の十一の三第七項又は租税特別措置法施行令第四 くは第三 二百三十一条第一 税及び所得税の徴収又は還付をする場合における所得税法第二百二十五 項若しくは 項、 法第二十八条第一項、 百六条の二第四項若しくは第六項、 第四条の十第七項若しくは第九項、 第二十九項若しくは第三十一項、 支払明細書、書面又は報告書には、その徴収をすべき、 第二項、 項、 所得税法施行令第三百条第六項若しくは第八項 第二百二十六条第一項から第三項まで若しくは 第五項又は第六項 第四条の九第十一項若しくは 租税特別措置法第八条の四 第四条の十一第七項若しく の規定により復興特別 通知 又は 書、 若 所 第

くは 第九条の六の四第一項の規定の適用がある場合における所得税法第二百二 条第二十項に規定する控除所得税相当額、 項若しくは第九項若しくは第五条第七項若しくは第九項に規定する調 若しくは第十三項、 行令第四条の六の二第二十九項若しくは第三十一項、 条の四第四項若しくは第三十七条の十一の三第七項又は租税特別措置法施 八項若しくは第三百六条の二第四項若しくは第六項、 十五条第一 九条の六第一 定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項、 十六条第三項若しくは第百八十条の二第三項又は法第三十三条第一項の規 法 法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第百七 法人税相当額若しくは同令第四条の九第十四項、 施 第三百六条の二第七項に規定する通知外国所得税の額又は 書面又は報告書に記載すべき所得税法施行令第三百条第九項若し 項若しくは第二項、所得税法施行令第三百条第六項若しくは第 項、 四条の六の二第十九項に規定する控除外国 第九条の六の二第一項、 第四条の十第七項若しくは第九項、 第九条の六の三第一 同条第二十九項に規定する通 第四条の十第十 第四条の九第十一項 租税特別措置法第八 第四条の十一第七 相当額 項若しくは 租税特別措 第

(支払調書等の記載事項の特例)

改

正

前

照

表

第七条 兀 第九項、 一項、 八項又は租税特別措置法施行令第四条の六の二第二十九項若しくは第三十 二百三十一条第 第一項若しくは第二項、 税及び所得税の徴収又は還付をする場合における所得税法第二百二十 くは第三百六条の二第四項若しくは第六項、 項、 及び所得税の額の合計額を、それぞれ記載するものとする。 書には、その徴収をすべき、又は還付若しくは猶予をした復興特別所得 第九項に規定する調書、 第四条の九第十一項若しくは第十三項、第四条の十第七項若しくは 第三十七条の十一の三第七項若しくは第三十七条の十四 法第二十八条第一 第四条の十一第七項若しくは第九項若しくは第五条第七項若しく 項、 所得税法施行令第三百条第六項若しくは第八項若 項、 第二百二十六条第一項から第三項まで若しくは第 通知書、 第五 項又は第六項の 源泉徴収票、支払明細 租税特別措置法第八条の四 規定により復興 書面 の二第二十 特 一又は報 別 五. 第

2 九条の六第一 所得税法施 項若しくは第九項に規定する調書、 若しくは第九項、 条の四第四項 十五条第一項若しくは第二項、 第九条の六の四第一 定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項、 額 は第三十一項、 十六条第三項若しくは第百八十条の二第三項又は法第三十三条第一項 |一第二十八項又は租税特別措置法施行令第四条の六の| 知外国 .項若しくは第三百六条の二第四項若しくは第六項、 法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第百 定する控除外国 同条第二十九項に規定する通知外国法人税相当額若しくは同令第四条 .所得税の額又は租税特別措置法施行令第四条の六の二第十九項に 行令第三百条第九項若しくは第三百六条の二第七項に規 項、第九条の六の二第一項、第九条の六の三第一項若しくは 第四条の九第十一項若しくは第十三項、 第三十七条の十一の三第七項若しくは第三十七条の 第四条の十一第七項若しくは第九項若しくは第五条第七 所得税相当額、 項の規定の適用がある場合における所得税法第二百二 所得税法施行令第三百条第六項若しくは第 同条第二十項に規定する控除所 通知書、 書面又は報告書に記載すべき 租税特別 第四条の十第七項 第二十九 措置 項若しく %定する **坚法第八** 十四四 の規 第 E \mathcal{O}

附則

」の省令は、令和六年一月一日から施行する。

代えて令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税 第四条の十一第十項若しくは第五条第十項に規定する通知外国法 用される租税特別措置法施行令第四条の九第十四 知外国法人税相当額若しくは令第十三条第一項の規定により読み替えて適 同条第二十項に規定する控除所得税相当額、 措置法施行令第四条の六の二第十九項に規定する控除外国所得税相当額、 + o項に規定する通知外国法人税相当額については、これらの金額の記: 九 第十四 それぞれ記載するものとする。 項、 兀 · 条の 十第十項、 第四条の十一第十項若しくは 同条第二十九項に規定する通 項、 第四条の十第十項、 人税 第五 法施行 条第 相当 載に